

第19号議案

福井県指定文化財の指定について

別紙のとおり、福井県指定文化財を指定する。

令和2年7月20日提出

教 育 長 豊 北 欽 一

提 案 理 由

福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）第4条第1項および第34条第1項の規定に基づき、福井県指定文化財を指定したいので、この案を提出する。

福井県指定文化財の指定について

令和2年7月3日（金）に福井県文化財保護審議会が開催され、下記の文化財を県指定文化財に指定することについて、福井県教育委員会に答申がありました。詳細は別紙のとおりです。

【県指定文化財の新指定 10件】

種別	文化財の名称	所在地	所有者（管理団体）
1	しほんきんぢやくしよく さんじゅうろっ か せん ず 紙本金地著色 三十六歌仙図	大野市天神町2-4 (大野市歴史博物館)	えんりゅうじ 宗教法人円立寺
2	しほんちやくしよく しゅんじゅうゆうじょゆうらく ず 紙本著色 春秋遊女遊楽図	大野市今井15-13	さいおうじ 宗教法人西応寺
3	しほんちやくしよく おばまぎおん さいれいず 紙本著色 小浜祇園祭礼図	小浜市遠敷2丁目104 (県立若狭歴史博物館)	ひろみねじんじゃ 宗教法人廣嶺神社
4	もくぞう じゅういちめんかんのりゅうぞう 木造 十一面観音立像	福井市照手1丁目12-5	ちやううんじ 宗教法人長運寺
5	もくぞう じょしんざぞう 木造 女神坐像	坂井市三国町安島23-15-1	おおみなとじんじゃ 宗教法人大湊神社
6	りゅうたくじもんじよ 龍澤寺文書	あわら市御簾尾10-12	りゅうたくじ 宗教法人龍澤寺
7	もくちやうしゅうるしぬり ついしゆ 木彫朱漆塗カメラ (堆朱カメラ) つけたり しっぱんようたてがた まい 附 湿板用縦型バット 1枚、 げんぞうようひらがた まい 現像用平型バット 1枚、 だいばん き ばん まい 台版 1基、ガラス板 17枚、 しゅうのうばこ こ 収納箱 1個	福井市宝永3-12-1	福井市 (福井市立郷土歴史博物館)
8	うるしぬりにつく き だい かきつにねんめい 漆塗日供器台 嘉吉二年銘 つけたり ころうるしぬりにつく き だい あんせい にねんめい き 附 黒漆塗日供器台 安政二年銘 1基、 しゅうるしぬりにつく き くち 朱漆塗日供器 1口	越前市大虫町21-28	おおむしじんじゃ 宗教法人大虫神社
9	どうわにぐち 銅鰐口	小浜市小浜酒井8	ちやうげんじ 宗教法人長源寺
10	みかたいしかんぜおん てがた あしがたとうほうのうひん 三方石観世音の手形・足形等奉納品	三方上中郡若狭町三方22-1	みかたいしかんぜおん 三方石観世音

1 紙本金地著色 三十六歌仙図

- (1) 所在地 大野市天神町 2-4 (大野市歴史博物館寄託)
- (2) 所有者 宗教法人円立寺
- (3) 員数 六曲屏風 1 隻
- (4) 法量／時代 縦 151.2cm、横 353.0cm / 江戸時代 (17世紀)
- (5) 由来・特徴

本図は又兵衛様式の三十六歌仙図の六曲一隻の屏風で、向かって左隻のみが現存する。

左方に属す十八人の歌仙はいずれも右を向いて上畳に座している。大胆に配置された畳の上に身ぶり豊かな歌仙が連なり、幾分、又兵衛風を誇張した各歌仙の表情も見所となっている。

円立寺は日蓮宗に属し、『円立寺由緒記』によると、本図は結城秀康の六男で、大野藩主となった松平直良から賜ったとある。制作年代は岩佐又兵衛が江戸に下向する寛永十四年(1637)以前と考えられる。又兵衛の気品のある作品と比べると野卑なところがあり、又兵衛にはない個性的な作風からすると、又兵衛が福井に移住する以前からの弟子だった者の手になると思われ、元和期にさかのぼらせることも可能である。



2 紙本著色 春秋遊女遊楽図

- (1) 所在地 大野市今井 15-13
- (2) 所有者 宗教法人西応寺
- (3) 員数 二曲屏風 1 隻
- (4) 法量／時代 (右) 縦 116.2cm、横 45.7cm (左) 縦 115.1cm、横 43.5cm
／ 江戸時代 (17世紀)
- (5) 由来・特徴

本図は、岩佐又兵衛の画風を濃厚に備える作品で、かつ、県下に伝存する貴重な風俗図である。もとは二曲一双だった屏風を一隻に仕立て直したものである。

向かって右の図は秋の景で、女性2人と少女が菊花を愛でる姿を、左の図は春の景で桜花の下で休らう女性2人と少女が描かれており、これらの女性は遊女である。

本図が伝わる西応寺は真宗の高田派が越前と伊勢とで本山である専修寺の住持職を争った時に越前専修寺(のちの法雲寺)を支えた大坊四カ寺の一つであり、専修寺とは婚姻関係があった。法雲寺は岩佐又兵衛とゆかりが深く、当寺に又兵衛風の作品が伝わった経緯はここからうかがい知ることができよう。



3 紙本著色 小浜祇園祭礼図

- (1) 所在地 小浜市遠敷2丁目104 (県立若狭歴史博物館寄託)
- (2) 所有者 宗教法人廣嶺神社
- (3) 員数 1巻
- (4) 法量/時代 縦27.6cm、横1894.4cm / 江戸時代(19世紀)
- (5) 由来・特徴

江戸時代を通じて、竹原の天王社(現廣嶺神社)の祭礼として六月十四日に神輿が御旅所となっていた八幡社から還御する際に、小浜の町々から供奉した山車や練物行列の全貌を詳細に描き出した長大な絵巻物である。なお、明治四年(1871)以降、山車などは八幡社の放生祭において運行されるようになり、現在に至っている。地方の城下町の祭礼図としては、熊本・八代の妙見祭図とともに藩士の手になる余技とはいえ、絵画作品としても十分な出来映えを示している点で貴重である。

祭礼行列の描写は細部に至るまで実に緻密で、人物についても男女や年齢、身分の描き分けが的確であり服装の表現にも緩みがなく、余技の域を超えている。筆者はある程度専門的な修練を経ていたはずである。

巻末には、文政年間(1818~1829)に都筑某が描いたとある(付属の文書に、都築某俗称盆右衛門が作者との記述あり)。しかし、本図の内容を細かく見ていくと、文政年間の祭礼内容と一致しないところもあり、安政五年(1858)以降の祭礼を描いたものとするのが妥当なところであろう。



4 木造 十一面観音立像

(1) 所在地 福井市照手1丁目12-5

(2) 所有者 宗教法人長運寺

(3) 員数 1 軀

(4) 法量／時代 像高 102.7cm / 平安時代（10世紀）

(5) 由来・特徴

クスノキ材の一木造で彫眼、古色仕上げで内刳りは施さない。特筆すべきは、頂上仏面や右手先、さらに天衣遊離部の両肘内側や足先までも含めて共木から彫り出していることである。この強い一木主義は、經典に基づく檀像の影響によるものであろう。三日月状の目による穏やかな表情、ふくよかな体軀の肉付けなどから形成される円やかな表現に加えて、両耳にみえる巻き毛、足首をみせる裳の着け方など古風な表現もみられる。これらから、およそ平安時代半ばの10世紀の制作と考えられる。越前における古像として注目される作例である。

長運寺は天台真盛宗に属し、もとは一乗谷にあり極楽寺と称していた。



5 もくぞう 木造 じょしんざぞう 女神坐像

- (1) 所在地 坂井市三国町安島 23-15-1
- (2) 所有者 宗教法人^{おおみなとじんじや}大湊神社
- (3) 員数 1 軀
- (4) 法量／時代 像高 58.2cm、膝張 46.6cm、坐奥 39.6cm / 鎌倉時代
- (5) 由来・特徴

坂井市三国町雄島の大湊神社に伝わる、比較的傷みが少なく、また優れた女神像である。背筋を伸ばしてわずかに上を向いて坐す姿は端整であり、はっきりと目を開いて、口を僅かに開けて上歯を見せ、何かを語りかけるかの表情は、若々しく気品と生気が宿っている。着衣では、^{こうちぎ}小桂と思われる衣を肩から肘上まで降ろして着する。

制作期は、瑞々しい面貌や自然な把握をみせる体軀、着衣は輪郭を刻むだけでまったく衣皺を表さないが表面仕上げは華麗な彩色が想定されること、寄木造で像底を塞ぐように表すことから鎌倉時代と考えられる。また神像は一木造が多いなかで、本像が寄木造であることも珍しく注目される。



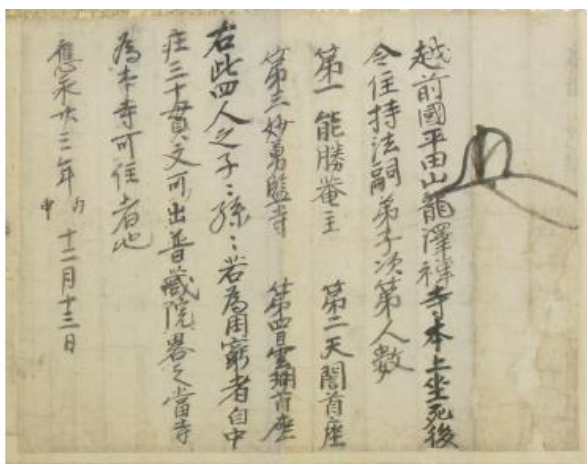
6 りゅうたくじもんじよ 龍澤寺文書

- (1) 所在地 みすのお あわらし御簾尾10-12
- (2) 所有者 宗教法人龍澤寺
- (3) 員数 165点
- (4) 法量／時代 形態・法量等は各々で異なる / 南北朝時代～近代
- (5) 由来・特徴

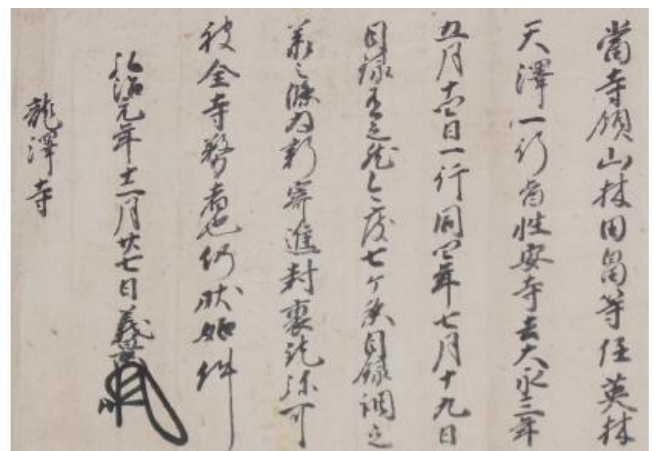
龍澤寺文書は、あわらし御簾尾の曹洞宗寺院 龍澤寺に伝来した、南北朝時代から近代に亘る古文書群である。同寺は、南北朝時代の永徳二年（1382）、越前国の豪族小布施氏が、能登総持寺五院の一つ普蔵院や加賀仏陀寺を開いた太源宗真の門弟である梅山聞本を招いて創建されたと伝える。

伝存する文書のうち、江戸時代以前の文書は、開祖梅山聞本関係文書はもちろん、越前国守護であった斯波氏関係文書や、朝倉氏など当地を支配した武家文書が残される。また、龍澤寺の寺領目録や、坪付帳が残されていることが注目され、寺領収納のあり方や、越前坂井郡と吉田郡の、室町時代から戦国時代にかけての土地所有の状況を伝える上で貴重である。

近世文書では、当地を支配した松平氏関係の武家文書が残されているほか、平田山龍澤寺定規に見える寺内の規則や、龍澤寺末寺とのある程度まとまった史料（末寺住持の交代や、末寺相論）などが残されており、近世曹洞宗の地方寺院のあり方を伝える。



応永二十三年（1416）十二月十三日付
龍澤寺梅山聞本置文



弘治元年（1555）十二月二十七日付
朝倉義景安堵状

7 木彫朱漆塗カメラ (堆朱カメラ) 1台

- (1) 所在地 福井市宝永 3-12-1
- (2) 所有者 福井市 (福井市立郷土歴史博物館)
- (3) 法 量 幅 19.6cm×高さ 24.6cm×奥行 36.3cm(本体、傾斜部含む)
径 6.6 cm×6.1 cm (レンズ部)
- (4) 附 (つけどり) ^{しっぽん}湿板用縦型バット 1枚 現像用平型バット 1枚
台版 1基 ガラス板 17枚 収納箱 1個
- (5) 時 代 江戸時代 (19世紀)

(6) 由来・特徴

福井藩の蘭方医笠原白翁が所用した、江戸時代末期のカメラである。文久3年(1863)、美濃国の写真師が福井に持ち込み、昭和30年(1955)に笠原家より福井市立郷土歴史館(現 福井市立郷土歴史博物館)に寄贈され、現在に至る。

本体は木造で、朱漆塗りの前面にレンズ(2枚レンズ)を取り付ける。前面に唐花唐草文、側面に唐花文、上面蓋に雷文などを彫り、黒漆で下塗りした後に朱漆を塗って堆朱風に仕上げる。鏡筒は銅板製^{とぎん}鍍銀で、レンズを固定する内筒と、有線七宝を施した外筒からなる。レンズのかぶせ蓋にも有線七宝を施し、焼いた後に研ぎ上げることをせず、^{うわぐすり}釉の面の^{おうとつ}凹凸をそのまま残すのを特徴とする。

類似した仕様の写真機は、国内で4台が確認され、うち3台が現存するが、七宝細工を施し、2枚レンズの構造を有するのは本機のみの特徴である。

江戸時代末期の国産写真機と考えられ、福井藩における洋学、西洋技術の移入など、福井県の歴史文化を語る文化財として価値は高い。

なお、類似する写真機が戦前には「堆朱カメラ(写真機)」と呼ばれていた歴史的な経緯があり、本機も「堆朱カメラ」としての呼称が定着しているため、今回の指定名称にもその呼称を残している。



8 うるしぬりにつく きだい かきつにねんめい 漆塗日供器台 嘉吉二年銘 1基

- (1) 所在地 越前市大虫町 21-28
- (2) 所有者 宗教法人^{おおむしじんじや}大虫神社
- (3) 法量 縦 50.7cm、横 52.6cm、総高 15.7cm、縁高 2.0cm
- (4) 附 (つけどり) 黒漆塗日供器台 1基 朱漆塗日供器 1口
- (5) 時代 室町時代 嘉吉二年 (1442)

(6) 由来・特徴

木造、漆塗。方形四脚付の、日供器を据えた台。四角は入込で、幅 1.4 cm、高さ 0.4 cm の縁をめぐらす。脚部は天板を受ける台輪部分と先端をやや外反させる花先形脚^{はなさきがた}を各辺ごとに一枚で造り、計四枚を角で継ぐ。脚の側面には外側に向かって巻込む蕨手^{わらびて}を彫り込む。天板から周縁の上面まで朱漆塗り。周縁外側から脚まで黒漆塗り。ただし、脚の外側角や角の入込部に朱漆を認め、当初は朱漆の縁取りを行っていたものと考えられる。

天板裏に三行にわたり朱漆銘を認める。第三行目は「嘉吉二年正月吉日」と読めるものの、第一行目の「神社」名、第二行目の全文字は現状で判読できない。新造の桐箱の蓋裏に、安政二年 (1855) 製作の写し (附の日供器台) の箱銘三行を墨書にて転記する。それによれば、安政二年当時、本作の第一、二行目は「越前國大虫神社」「奉改造御日供器臺」と判読できたようである。

本作の形態の台を日供器台と称し用いた例はほとんど知られず、室町時代前期の製作年が判明する点でも中世漆工の基準作としてきわめて貴重である。



9 銅鑿口^{どうわにぐち}

- (1) 所在地 小浜市小浜酒井 8
- (2) 所有者 宗教法人長源寺^{ちやうげんじ}
- (3) 員数 1口
- (4) 法量／時代 高さ 26.3cm、幅（目端）27.5cm、鼓面径 24.5cm
撞座径（内圈）9.7cm、厚 11.3cm、側面幅 7.2 cm
目の出 1.4cm、耳幅 4.4cm / 南北朝時代 延文五年(1360)
- (5) 由来・特徴

銅、鑄造。豊かな厚みをもった中型の鑿口。

鼓面は豊かに盛り上がりをつけ、直線的に厚みを増し、撞座内は平坦に近い。^{つきざ}撞座には内側から二条一組の隆帯^{りゆうたい}を三組めぐらす。撞座は無文で、表側に打痕を多数認め、長期間使用されたことが窺える。

刻銘から、南北朝時代、延文五年（1360）に「圓覺寺」なる寺の什物として製作、調進されたものが、後に長源寺に転じて^{せにゆう}施入されたことが知られる。鑿口の形制としては、鼓面の断面形や目・唇^{しん}の形状などは、南北朝時代の特色をよく示している。県内に伝来する中世鑿口のうち、刻銘により製作年の明らかなものは敦賀市本隆寺蔵鑿口（正平十二年（1357）銘、県指定）が最も古く、本品がこれに次ぐ古作といえる。



10 ^{みかたいしかんぜおん}三方石観世音^{てがた}の手形・^{あしがたとうほうのうひん}足形等奉納品

- (1) 所在地 三方上中郡若狭町三方 22-1
- (2) 所有者 三方石観世音
- (3) 員数 3, 455点
- (4) 時代 江戸時代後期（文政期）～現代（平成期）
- (5) 由来・特徴

ここに有形民俗文化財として取り扱うのは、若狭地方の三方地区にある三方石観世音に奉納された約6万点を超える膨大な「手形・足形等奉納品」のうちから、その特徴を典型的に示す3455点を選んだものである。

三方石観世音は、巨岩の壁面に彫られた線刻の観音像を本尊とする。旅の途中の弘法大師が一夜で彫ろうとされたが、鶏鳴を聞いて夜明けを知り、片手を彫り残して去ったという伝説がある。手先のない観音様の御縁で、手足の痛みや身体の病の平癒を願う人々の信仰を集め、宝前に木製の手形・足形等を奉納する習俗が生まれ、現在も境内の御手足堂^{おてあしどう}に奉納品がうず高く積み上げられている。縁起によると江戸時代の文化年間（1804～1817）に御堂が建てられて本尊は秘仏となり、33年ごとの御開帳時はもとより、日常的にも若狭地方を中心に広域からの参拝者を集めている。参拝者は、御手足堂に奉納された手形・足形等の中から、これぞと思うものを借り受け、願いを込めて日々、患部を撫でたりして祈願を続けていると不思議と快癒すると信じられてきた。願いが叶うと新しいものを添えて2倍にして返納し、これを「願はらし」（あるいは願はらい）という。こうして長い年月をかけて蓄積されてきたのが、御手足堂内の奉納品である。現在では、観音堂の事務所で板状の手形・足形を予め作成し、参詣者に授与している。いわばこの「既製品」の手形・足形が奉納品の大半を占めている。しかし、江戸時代の年号などが記された古い時期の奉納品が、表層から全体に混在していることが明らかになったことから全数を調査し、すべてを確認した。その結果、形態的特徴から「手形」、「手形〈既製品〉」、「足形」、「足形〈既製品〉」、「両足形・胴形など」、「人形・頭部など」、「乳形」、「男根形」、「馬の脚形」、「絵馬」、「その他」に分類することができた。それらのうち、手形・足形については、①年号のあるもの、②奉納者の居住地名や祈願内容などの墨書があるものを選び、③「既製品」以外の個別に奉納された手形・足形（約1万点）を抽出して、つくり方の特徴に応じて分類し、それぞれ典型的なものについて完形品を選び、それに技術的、造形的に優れたものを加えて、個別に奉納されたものを約1900点、「既製品」については、同一の製作者によることが推定される約50種についてそれぞれ

れ 20 点程を加えて合計約 1000 点を選びだした。④手形・足形以外の身体部位や馬の脚形、小絵馬などは全体に少ないので、完形品はすべて選ぶことにして約 500 点、三方石観世音に対する人々の信仰を示す資料として典型的なものや造形的特徴の認められるものを抽出した結果、合計 3455 点について、有形民俗文化財として指定し、保存・活用することをめざした。

「既製品」の授与は、墨書された年号から明治初年にすでにはじまっていたことがわかり、明治時代以降に奉納数が急増した要因といえるだろう。それ以前の個別の奉納品には、技術的に極めて優れたものが含まれ、仏師の作ったことが記されたものなどもあるが、多くは庶民の素朴な表現のものが大半を占めている。なかには、患部と思われる所に何重にも丸が描かれたり、「此所御助けください」「イタミヲナオシテクダサレ」と繰り返し書き込まれ、奉納者の切実な思いが示されていたりするものなどもあって注目される。

奉納の習俗は、江戸時代の文政年間（1818～1829）から今日までほぼ途切れることなく継続され、その奉納者の範囲は地元の三方地区を中心に若狭地方のほぼ全域に及び、峠道を越えて隣接する現在の京都府や滋賀県の各地にも及び、さらに遠方からの奉納が見られる。たとえば幕末の文久三年（1863）には現在の徳島県東部の吉野川市からの奉納もあった。このほか明治以降、交通の発達により信仰圏は広がり、昭和初期までには、東は埼玉県、西は岡山県からの奉納品が確認できる。

手形・足形などのさまざまな奉納品を献納する習俗は全国に見られるが、三方石観世音への奉納品は、質量ともに特筆されるもので、形態のバリエーションが豊富なことと、奉納が始まってからの江戸時代後期の年号がほぼ途切れなく残されていて信仰の推移を知ることができるものであること。また近代的な医療の発達以前からの民間信仰の具体的なあり方を今日に伝えるものとして、地域的特色もあり貴重なものである。



福井県内の国指定・県指定等文化財

(令和2年7月20日までの答申分を含む)
(件)

区 分		国指定		国選定	国選択	国登録	県指定	備 考
		国 宝 特 別	重 文 国指定					
有 形 文化財	建造物	2	28			212	28	
	絵 画		14				75→78	紙本金地著色 三十六歌仙図 1件 紙本著色 春秋遊女遊楽図 1件 紙本著色 小浜祇園祭礼図 1件
	彫 刻		35				80→82	木造 十一面観音立像 1件 木造 女神坐像 1件
	工芸品	3	8			1	28→30	漆塗日供器台 嘉吉二年銘 1件 銅鰐口 1件
	書跡・典籍・古文書	1	15				20→21	龍澤寺文書 1件
	考古資料		5				16	
	歴史資料		3				6→7	木彫朱漆塗カメラ(堆朱カメラ) 1件
	計	6	108			213	254→262	
無 形 文化財	芸 能							
	工芸技術		2				4	
	計		2				4	
民 俗 文化財	有形民俗文化財		1			1	9→10	三方石観世音の手形・足形等奉納品 1件
	無形民俗文化財		5		12		65	
	計		6		12	1	74→75	
史跡・名勝・ 天然記念物	史 跡	1	24				29	
	名 勝	1	14			2	7	
	天然記念物	4	17			1	31	
	名勝天然記念物		1					
	計	6	56			3	67	
重要伝統的建造物群保存地区				2				
選定保存技術								
合 計		12	172					
		184		2	12	217	398→408	